

水俣市創業資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市において、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）に基づき、創業を行う又は創業を行った個人又は法人（以下「創業者」という。）に対して、必要な資金の融資を金融機関と協調して行うことにより、市内産業の健全な発展及び振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。
- (2) 取扱金融機関 本市に支店を有する金融機関で、株式会社肥後銀行、株式会社熊本銀行、熊本中央信用金庫をいう。

(融資対象者)

第3条 融資対象者は、熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証の対象となるものであって、市内に事業所及び住所を有する者で、市税の滞納がなく、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) これから1月以内（法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援事業により、経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者（以下「特定創業支援を受けた者」という。）は6月以内）に新たに事業を開始する創業者
- (2) これから2月以内（特定創業支援を受けた者は6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する創業者
- (3) 事業を開始した日以後5年を経過していない中小企業者
- (4) 会社設立の日（法人登記日）以後、5年を経過していない中小企業者

2 融資対象者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む。）がないこと。

(融資条件)

第4条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 1,000万円以内（特定創業支援を受けた者は、1,500万円以内）
- (2) 融資期間 10年以内
- (3) 資金の使途 創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金。ただし、新たに会社を設立するための資本金（株式取得資金）は対象としない。
- (4) 返済方法 均等分割返済又は一括返済とする。ただし、据置期間を設けることができる。
- (5) 貸付形式 証書貸付又は手形貸付
- (6) 貸付利率 別表のとおりとする。

(7) 信用保証料率 次に掲げるとおりとする。

ア 基準料率 年0.90%

イ 特定創業支援を受けた者又は協会の指定する専門家派遣事業を利用する場合
年0.80%

ウ 会計参与を設置していることを登記により確認できる中小企業者 年0.80%

(8) 担保・連帯保証人

担保 物的担保は徴求しない。

連帯保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。

(9) 免責的債務引受け 前条第1項第2号に規定する創業者のうち、既に事業を営んでいる個人が会社を設立し、当該会社により事業を開始した場合には、当該個人の会社設立及び事業開始に係る借入債務を会社に全部引受けさせた上、当該個人債務を免れさせるものとする。

(融資の申込み)

第5条 融資を利用しようとする者は、水俣市創業資金融資申込書（様式第1号）に、創業計画書（様式第2号）及びその他の必要書類を添えて、水俣商工会議所（以下「商工会議所」という。）に申し込み、商工会議所は意見書を添えて、取扱金融機関に提出するものとする。なお、特定創業支援を受けた者は、水俣市認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明事務取扱要綱（平成30年告示第69号）第5条の規定により交付された証明書の写しを商工会議所に提出するものとする。

(金融機関の協力)

第6条 取扱金融機関は、本市と緊密な連絡を図り、融資に関しては、本要綱の目的に積極的に協力するとともに、融資の利用状況等について明らかにしなければならない。また、融資の申込みを受けたときは、速やかに審査するとともに、当該申込みをした者が融資を利用する要件を満たしているか確認し、融資を行わなければならない。

(報告)

第7条 取扱金融機関は、融資を行った者のうち、融資の条件変更又は繰上償還が発生した場合は、遅滞なく市長に水俣市創業資金融資制度条件変更等報告書（様式第3号）を提出するものとする。

2 市は、取扱金融機関又は融資を受けた者に対し、事業及び財務の状況について、書類、帳簿類又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

3年以内	固定 年1.20%以内
5年以内	固定 年1.30%以内
7年以内	固定 年1.50%以内
7年超	固定 年1.65%以内

備考 特定創業支援を受けた者は、貸付利率から年0.20%を減じる。

附 則（令和3年8月5日告示第93号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年10月26日告示第98-2号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年9月2日から適用する。